

桶川市商工会補助金交付要綱

(平成 29 年 2 月 14 日市長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内商工業の振興及び地域の発展を図るための事業を行う桶川市商工会（以下「商工会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、補助金交付規程（昭和 30 年桶川市規程第 4 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「小規模事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成 5 年法律第 51 号）第 2 条に規定するものをいい、「経営改善普及事業」とは、小規模事業者の経営改善等を支援する事業をいい、「特別事業」とは、商工会が実施する商工業の振興と安定を図るための事業をいう。

(補助対象経費及び補助率)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業並びにその補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第 4 条 商工会は、補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする事業に係る計画書
- (2) 補助金の交付を受けようとする事業に係る収支予算書
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

(交付決定通知)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査

し、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）又は補助金不交付決定通知書（様式第3号）により商工会に通知するものとする。

（概算払）

第6条 商工会は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けたときは、市長に対し補助金の概算払いを請求することができる。この場合において、商工会は、補助金概算払交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（事業の計画変更等）

第7条 商工会は、第5条の規定による補助金の交付決定を受けた事業の内容を変更又は中止しようとする場合は、速やかに事業計画等変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更についてはこの限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容について承認の可否を決定し、事業計画等変更承認通知書（様式第6号）又は事業計画等変更不承認通知書（様式第7号）により商工会に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 商工会は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日までに、次に掲げる書類を添えて、実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(1) 当該事業に係る収支決算書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

（額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定したときは、補助金交付額確定通知書（様式第9号）により商工会に通知するものとする。

（交付請求）

第 10 条 商工会は、補助金の交付を受けるときは、前条の規定による通知を受けた後に補助金交付請求書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。この場合において、第 6 条の規定により概算払を受けているときは、前条の規定による通知を受けた額から当該概算払を受けた額を差し引いた額を請求するものとする。

（補助金の返還）

第 11 条 市長は、第 9 条の規定により、交付金の額を確定した場合において、既に交付した交付金の額が確定した金額を超えているときは、補助金返還命令書（様式第 11 号）により商工会に通知し、その差額を返還させなければならない。

（関係書類の保管）

第 12 条 商工会は、補助金の交付を受けた事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、当該事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成 29 年度の補助金から適用する。

別表（第 3 条関係）

補助対象事業の 区分	補助対象経費等		補助率
	経費の区分	経費の内容	
経営改善普及事業	給料	事業に要する職員の給料	予算の範囲内で市長が定める額
	扶養手当	事業に要する職員の扶養手当	

地域手当	事業に要する職員の地域手当
通勤手当	事業に要する職員の通勤手当
管理職手当	事業に要する職員の管理職手当
期末手当	事業に要する職員の期末手当
住居手当	事業に要する職員の住居手当
超過勤務手当	事業に要する職員の超過勤務手当
福利厚生費	事業に要する職員の健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料及び労災保険料の事業主負担金
旅費	事業に要する職員の旅費
指導事務費	事業に要する事務費及び備品費等
福利環境整備費	事業に要する職

		員の福利環境整備費の事業主負担分	
	経営基盤強化事業	小規模事業者等の経営基盤の強化に要する経費	
	指導事業費	事業に要する講習会等の開催及び金融指導事業に要する経費	
	施策普及費	事業に要する啓発及び広報用パンフレット、ポスター等の作成に要する経費	
	記帳機械化推進費	記帳機械化の推進のために要する経費	
	管理費	事業に要する職員の管理費	
	その他経費	その他市長が事業に必要と認める経費	
特別事業	総合振興費	地域商工業の総合的な改善発達や福祉の増進に	予算の範囲内で市長が定める額

	要する経費で市長が必要と認めた経費
商業振興費	商業の活性化を図るために要する経費で市長が必要と認めた経費
工業振興費	工業の活性化を図るために要する経費で市長が必要と認めた経費
税務対策費	小規模事業者等の経営の合理化を図るために要する経費で市長が必要と認めた経費
金融対策費	小規模事業者等の金融の円滑化を図るために要する経費で市長が必要と認めた経費
労務対策費	小規模事業者等

	の労務対策を図るために要する経費で市長が必要と認めた経費
福利厚生対策費	小規模事業者等の従業員の福祉向上を図るために要する経費で市長が必要と認めた経費
青年部育成費	商工会青年部員の資質向上等を図るために要する経費で市長が必要と認めた経費
女性部育成費	商工会女性部員の資質向上等を図るために要する経費で市長が必要と認めた経費
その他経費	その他市長が事業に必要と認める経費

様式第 1 号（第 4 条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

桶川市長

所在地

団体名

代表者氏名 印

桶川市商工会補助金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

補 助 金 の 名 称	
補助事業の目的	
補 助 対 象 経 費	別紙 1、2 のとおり
交 付 申 請 額	
補 助 事 業 の 着 手 年 月 日	着手 年 月 日
及び完了年月日（予定）	完了 年 月 日
添 付 書 類	

別紙 1

補助対象 事業の区 分	経費の区分	対象経費 (円)	負担区分 (円)					積算 等の 説明
			県補助金	当該補助金	自己負担	その他	合計	
経営改善 普及事業	給料							
	扶養手当							
	地域手当							
	通勤手当							
	管理職手当							
	期末手当							
	住居手当							
	超過勤務手当							
	福利厚生費							
	旅費							
	指導事務費							
	福利環境整備費							
	指導事業費							

	経営基盤強化事業							
	施策普及費							
	記帳機械化推進費							
	管理費							
	その他経費							
特別事業	総合振興費							
	商業振興費							
	工業振興費							
	税務対策費							
	金融対策費							
	労務対策費							
	福利厚生対策費							
	青年部育成費							
	女性部育成費							
	その他経費							
合計								

別紙 2

補助対象事業の区分 経営改善普及事業 特別事業

経費の区分	項目	内容	経費（円）
合計			

様式第 2 号（第 5 条関係）

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

団体名
代表者氏名 様

桶川市長 印

年 月 日付けの補助金交付申請書について、次のとおり
交付を決定したので、桶川市商工会補助金交付要綱第 5 条の規定により通
知します。

補助金の名称	
交付決定額	
交付の方法	
交付の条件	

様式第 3 号（第 5 条関係）

補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

団体名

代表者氏名 様

桶川市長



年 月 日付けの補助金交付申請書について、次の理由により不交付としたので、桶川市商工会補助金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

（理由）

様式第 4 号（第 6 条関係）

補助金概算払交付請求書

年 月 日

桶川市長

所在地
団体名
代表者氏名 印

桶川市商工会補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり概算払での交付を請求します。

交付決定年月日	年 月 日
番 号	第 号
補 助 金 の 名 称	
交 付 決 定 額	
上記のうち概算払で交付を請求する額	
概算払で請求する理由	
添 付 書 類	

振込先

金融機関名	銀 行 農業協同組合 本店・支店 信 用 金 庫
種 類	普通・当座
口 座 番 号	
(フリガナ) 口座名義人	

様式第 5 号（第 7 条関係）

事業計画等変更承認申請書

年 月 日

桶川市長

所在地

団体名

代表者氏名

印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた事業について変更をしたいので、桶川市商工会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

補 助 金 の 名 称	
変 更 の 内 容	
変 更 理 由	
添 付 書 類	

様式第 6 号（第 7 条関係）

事業計画等変更承認通知書

第 号
年 月 日

団体名

代表者氏名 様

桶川市長



年 月 日付けの事業計画等変更承認申請書について、次のとおり承認したので、桶川市商工会補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

変更前	
変更後	
備 考	

様式第 7 号（第 7 条関係）

事業計画等変更不承認通知書

第 号
年 月 日

団体名

代表者氏名 様

桶川市長

印

年 月 日付けの事業計画等変更承認申請書について、次の理由により不承認としたので、桶川市商工会補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

（理由）

様式第 8 号（第 8 条関係）

実績報告書

年 月 日

桶川市長

所在地

団体名

代表者氏名

印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた事業が完了したので、桶川市商工会補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

補助金の名称	
交付決定額	
補助事業の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
補助事業の成果	
補助事業に要した経費	別紙 1、2 のとおり
添付書類	

別紙 1

補助対象事業の区分	経費の区分	対象経費 (円)	負担区分 (円)					積算等の説明
			県補助金	当該補助金	自己負担	その他	合計	
経営改善普及事業	給料							
	扶養手当							
	地域手当							
	通勤手当							
	管理職手当							
	期末手当							
	住居手当							
	超過勤務手当							
	福利厚生費							
	旅費							
	指導事務費							
	福利環境整備費							
	指導事業費							
	経営基盤強化事業							

	施策普及費							
	記帳機械化推進費							
	管理費							
	その他経費							
特別事業	総合振興費							
	商業振興費							
	工業振興費							
	税務対策費							
	金融対策費							
	労務対策費							
	福利厚生対策費							
	青年部育成費							
	女性部育成費							
	その他経費							
合計								

別紙 2

補助対象事業の区分 経営改善普及事業 特別事業

経費の区分	項目	内容	経費（円）
合計			

様式第 9 号（第 9 条関係）

補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

団体名

代表者氏名 様

桶川市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、
次のとおり補助金の額を確定したので、桶川市商工会補助金交付要綱第 9
条の規定により通知します。

補 助 金 の 名 称	
交付決定年月日	年 月 日
番 号	第 号
交 付 決 定 額	
交 付 確 定 額	

様式第 1 0 号（第 1 0 条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

桶川市長

所在地
団体名
代表者氏名 ㊞

桶川市商工会補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、次のとおり交付を請求します。

交付決定年月日	年 月 日
番 号	第 号
補 助 金 の 名 称	
交 付 確 定 額	
上記のうち既に交付を受けた額	
差引交付請求額	

振込先

金融機関名	銀 行 農業協同組合 本店・支店 信 用 金 庫
種 類	普通・当座
口 座 番 号	
(フリガナ) 口座名義人	

様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）

補助金返還命令書

第 号
年 月 日

団体名
代表者氏名 様

桶川市長 印

年 月 日付けで交付決定をした補助事業については、桶川市商工会補助金交付要綱第 1 1 条の規定により次のとおり返還を命じます。

補 助 金 の 名 称	
交付決定年月日	年 月 日
番 号	第 号
返還すべき金額	
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 理 由	